

「口座を利用する副業・アルバイト」にご注意ください

近年、『SNS を通じて口座の売買・譲渡・レンタル等を勧誘する行為*1』が増加しています。
「不要な口座やキャッシュカードを高値で買い取ります」、「一定期間、口座をレンタルさせてください」など
といった話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

【口座の売買】

- ・インターネットやダイレクトメールで手軽に高収入を謳い、口座売買をもちかけてきます。
- ・売却した口座は「振込め詐欺」「投資詐欺」などの詐欺や資金洗浄（ヤミ金融業者、マネー・ローンダリングなど）の犯罪で悪用される危険があります。
- ・口座売却や他人になりすまして口座を作るなどした場合は犯罪になります。

【口座を利用する副業・アルバイト】

- ・副業やアルバイトと称して、面識が十分でない人物から振込資金を別の口座への振込を指示される事例も増加しています。
- ・詐欺等で搾取された資金のマネー・ローンダリング等の犯罪に加担している可能性がありますのでご注意ください。

【被害にあわないために】

- ・「簡単に収入が得られる」といった怪しい取引には裏があると考え、決して銀行口座の売買や口座を利用する副業・アルバイトには応じないでください。
- ・口座の売買、譲渡、レンタル等が発覚した場合、佐賀銀行にお持ちのすべての口座が利用停止されるだけでなく、将来にわたり、すべての金融機関においてお取引ができなくなる恐れがあります。

***1** 犯罪収益移転防止法違反：1 年以下の懲役、もしくは 100 万円以下の罰金、またはその両方
詐欺罪：10 年以下の懲役（他人へ譲渡する目的で口座開設した場合）

《お問い合わせ先》
業務管理サポート部
マネー・ローンダリング対策室
TEL 0952(22)2112
<https://www.sagabank.co.jp>